

○大分市子ども・子育て会議条例

平成25年9月20日

条例第32号

改正 平成28年12月19日条例第46号

令和5年3月22日条例第5号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)

第72条第1項の規定に基づき、大分市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(令5条例5・一部改正)

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に規定する事務を処理するほか、本市の子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関し市長が必要と認める事項について調査審議するものとする。

(令5条例5・一部改正)

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 関係機関又は関係団体の代表者
- (4) 学識経験のある者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て支援に関する専門的な事項を調査審議するため、子ども・子育て会議に部会を置くことができる。

2 部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選出する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

7 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に当該部会に属する委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子どもすこやか部において処理する。

(平28条例46・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則 (平成28年条例第46号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年条例第5号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。